

佐保まつり実行委員会 規約

第1条 名称・目的

本委員会は、佐保地域自治協議会（以下「自治協議会」という）内に設置され、佐保地域の居住者・各種団体の交流を目的とする「佐保まつり」の運営を図るものであり、名称は「佐保まつり実行委員会」（以下「本会」）とする。

2 本会は、前項の目的を達成するため佐保地域の居住者・各種団体による協働・協調活動に努めるものとする。

第2条 委員会の構成・組織

本会は会長、副会長若干名及び総務広報、会計管理、事業計画、会場運営、涉外募金、議事連絡等を担当する幹事若干名により構成される

2 本会の会長は、自治協議会会長が務めるものとし、本会を代表して会務を統括する。副会長は、会長が欠けたときはその任務を代行する。

3 副会長、幹事は会長が任命する。任期は2年とし、再任は妨げない。

4 幹事による事務局を設置、各幹事は、複数名による運営作業班を組織し、必要に応じて事務局会議を開き活動にあたる。

第3条 会議

本会は、委員会構成員及び関係団体代表者による全体会議を佐保まつり運営の最終決議機関とする。

2 本会の会議は、会長が招集し、会長が議長を務める。本会の議決は出席者の過半数をもって決定する。

3 会長は、会議の結果を自治協議会役員会に報告するものとする。

第4条 予算・決算

本会の運営経費は、各種団体・法人・個人からの協賛金・募金及びその他の収入を以て充てる。災害等やむを得ない事情で「佐保まつり」が開催できない場合、残金は次年度に繰越できるものとする。

2 決算は、事業終了後2か月以内に行い、自治協議会監事の監査を受け、本会に報告しなければならない。

第5条 事務局

本会の事務局を佐保地域ふれあい会館に置く。

第6条 その他

この規約に定めるものの他に必要な事項は、本会において定める。

附則 この規約は、2023年(令和5年)3月1日から施行する。